

Title	原理主義と民主主義 (続) : イスラエル・パレスチナ紛争の捉え方
Sub Title	Fundamentalism and democracy-a sequel : terrorism and the case of the Israeli-Palestinian conflict
Author	根岸, 毅(Negishi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.9 (2002. 9) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020928-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

原理主義と民主主義（続）

——イスラエル・パレスチナ紛争の捉え方——

根 岸 毅

① 「テロリズム」とは何か

☆ 「テロ」のラベル貼り

☆ ラベル貼りの仕方とその適否

☆ ラベル貼りの理論的根拠

(1) 暴力行使の正当化の根拠を「再行主義」に求める場合

(2) 暴力行使の正当化の根拠を「原理主義」に求める場合

☆ ラベル貼りの理論的根拠間の優劣

☆ 暴力行使がもつ理論的意義の確認の必要性

② イスラエル・パレスチナ紛争を解く鍵

☆ パレスチナ側

☆ イスラエル側

☆ 紛争解決のための理論的な解

(1) 解の実現のためにイスラエル側に求められること

(2) 解の実現のためにパレスチナ側に求められること

(3) 再行主義と手詰まり状態の回避の可能性

イスラエル・パレスチナ間の紛争は、拙稿「原理主義と民主主義」（『法学研究』第七五卷第三号）執筆の時点で、テレビや新聞で大々的に取り上げられるほど深刻な様相を示してはいなかった。しかし、その深刻さが顕著になった現在⁽¹⁾、同稿の理論的枠組の有用性を確認するためには、この紛争が、その枠組でどのように捉えられる

かを示す必要がある。

(1) 二〇〇二年三月二七日、イスラエル北部のネタニヤのホテルでパレスチナ人の自爆行為があり、ホテルの客ら二人が死亡した(『朝日新聞』二〇〇二年三月二八日、夕刊、一面)。これに対抗して、イスラエルのシャロン首相は「対テロ戦争」を宣言し、パレスチナ自治区に対する武力行使を開始した(『朝日新聞』二〇〇二年三月三〇日、朝刊、七面)。これにより、情勢はいっつきに深刻化した。

* * * * *

① 「テロリズム」とは何か

上の課題に答えるにあたって、はじめに、「テロリズム」とは何かを確定する、より正確にいえばこの語の使用方について合意を作る必要がある。

☆ 「テロ」のラベル貼り⁽¹⁾

「テロリズム」は「暴力の行使」と同義ではない。暴力はさまざまな目的のために行使されるが、政治的要求の受け容れを目的としない暴力の行使はテロリズムとは呼ばれない。(参照、「原理主義と民主主義」、一二ページ註4。夫の妻に対する暴力は「家庭内暴力」と呼ばれるが、テロとは見做されない。)

また、政治的目的をもつ暴力の行使でも、すべてがテロと呼ばれるわけではない。政治的目的をもつ暴力の行

使で、自分の側と対立するものは概して「テロ」と呼ばれるが、自分の側が行使する暴力はそう呼ばない傾向がある。⁽²⁾ 本稿が検討を加えるイスラエル・パレスチナ間の紛争でも、イスラエルはみずからの軍事行動をパレスチナ側の「テロに対する自衛」と位置づけて弁護し、⁽³⁾ パレスチナ側はその軍事行動を「国家によるテロ」ときめつけて非難する。⁽⁴⁾

ここでは、「テロと呼ぶもの」と「テロとは呼ばないもの」の区別は、対象とする暴力の行使を「自分には容認できない」とする判断と、「自分には容認できる」とする判断とに対応している。その場合、私たちは、ある行為がなんらかの物理的屬性の有無を基準として「テロ」に分類されるからそれを容認しないのではなく、それがなんらかの根拠にもとづいて「容認できない」と評価されるから「テロのラベルを貼る」のである。つまり、「テロリズム」は、政治的目的をもつ暴力の行使のうち、一定の根拠にもとづいて「自分には容認できない」と否定的に評価されたものに貼られたラベルである。⁽⁶⁾

このように、自分と対立する暴力の行使に「テロ」というきわめて大きな負の価値の表徴としてのラベルを貼ることは、意識するしなやかかわらず、自分の側に都合の悪いことを隠蔽し、明確な根拠を示さずに一方的に相手を貶め、相手側の行為がもつかもしれない意義を一方的に無視し、否定する役割を果たしている。⁽⁷⁾

以上から明らかにするのは、「テロリズム」を定義することは、暴力行使の正当化（価値判断）の根拠を確定することであり、ひいてはそれを根拠にすることが妥当だとの意思表明を行なうことである。したがって、以下では、まず、「テロ」のラベルの貼り方に関する合意を作るために、テロのラベル貼りに用いられる価値判断の根拠を明らかにし、複数あるその種の根拠のどれを用いるのが妥当かを検討する。ついで、紛争当事者の考え方を変えることよって、紛争に解をもたらず一助とするために、そのようにして特定した妥当な根拠にもとづき、暴力行使のさまざまな事例に認められる意義の違いを確認する。

- (1) 以下では、日本語の慣用にしたがって、「テロ」をテロリズムの省略形として用いる。
- (2) オギュスタン・ベルクは、「テロとは、つねに他者の行為を指す呼び名である」と指摘する(ベルク「北京にて、その翌日」(中山元編訳『発言 米同時多発テロと三人の思想家たち』朝日出版社、二〇〇二年)、一四九ページ)。
この傾向は、包括的にテロ活動を防止するための条約の国連での審議の過程に、顕著に現われている。二〇〇一年一月二十六日、包括的テロ防止条約案を審議していた国連のテロ作業部会は「テロとは何か」という入口の議論で意見が対立し、審議は決裂した。イスラム諸国は、1民族自決のためのパレスチナの軍事行動はテロに含めない、2イスラエル正規軍の攻撃はテロに含めると主張して、アメリカと対立した。(『朝日新聞』二〇〇一年一月二十八日、朝刊、三面)。
- (3) 『読売新聞』二〇〇二年四月二〇日、朝刊、七面。この記事は、イスラエル人の間に、「なぜ、アラファトのテロ行為に目をつぶってイスラエルを非難するのか」との感情があると指摘する。
- (4) パレスチナ自治政府のアラファト議長は、二〇〇二年四月一三日、イスラエル軍による監禁状態の下、アメリカからの圧力も受けて「自爆をテロと認めた」が、ジェニンやナブルスでのイスラエルの攻撃を「国家テロ」として非難することも忘れなかった(『朝日新聞』二〇〇二年四月四日、朝刊、三面)。また、二〇〇一年九月二三日にカイロで開かれた湾岸協力会議(GCC)の声明は、「パレスチナ人に向けているイスラエルの国家テロも無視すべきではない」とした(『朝日新聞』二〇〇一年九月二五日、朝刊、四面)。さらに、二〇〇一年一月一月に開催されたEU・地中海諸国会議で、シリアのシヤラ外相は、「イスラエルの行動は、パレスチナ人に対する国家テロである」との趣旨の発言をしている(『朝日新聞』二〇〇一年一月九日、朝刊、七面)。紛争の深刻化を招いたネタニヤでの事件直後にマレーシアで開催されたイスラム諸国会議機構(OIC)のテロ問題特別外相会合の際、パレスチナ解放機構(PLO)のカドゥミ政治局長は「まずイスラエルによる国家テロがあり、(パレスチナ人の自爆は)テロとされるべきではない」と発言している(『朝日新聞』二〇〇二年四月二日、朝刊、七面)。
- (5) テロの定義についての合意は、テロの「行為としての特徴」を指摘することによっては得られない。毎年アメリカ合衆国政府が発表するテロに関する報告書(英語の標題は *Patterns of Global Terrorism*、最新版は二〇〇二年

五月二一日に発表された二〇〇一年版）は、テロを定義するに際して一九八三年以来この方式を採用しているが、「すべての人に受け容れられるテロリズムの定義はまだない」ことを認めている（同報告書「序文と序論」の「定義」の項）。

テロの特徴としてつぎの項目があげられるが、それにもとづいての合意は難しい。

たとえば、二〇〇一年一〇月に開かれた国連総会の包括的テロ防止条約案では、テロ行為を「手段のいかんを問わず、身体に重大な危害、経済的に深刻な被害を引き起こす行為」と規定した（『朝日新聞』二〇〇一年一〇月二七日、朝刊、六面）。しかし、この規定では、具体的になにをテロ行為と認定するかについての合意ができず、作業部会の審議は決裂した（『朝日新聞』二〇〇一年一〇月二八日、朝刊、三面）。

また、ペーター・スローターダイクは、「テロとはなにかを規定するために役立つ四つの特徴」として、「敵の軍事的な防衛網を正面から攻撃するのではなく、いわば〈横から〉攻撃する」、「人の不意をついて攻撃する」、マスメディアを利用して「人々の不安を高める」、テロ兵器の生産者ではなく「利用者としての関係しかもたない」をあげている（スローターダイク「近代テロの指標」（中山編訳前掲書）、一七一―一七四ページ）。しかし、彼が「近代テロの誕生」と呼ぶ、前線のフランス軍を標的としたドイツ軍による最初の毒ガスの使用は、アメリカが前記報告書で採用しているつぎの基準ではテロとは認められない。

この報告書では、テロリズムは、「事件を見聞きする人びとに影響を与えることを通常意図し、国家に満たない規模の集団または秘密の活動主体による、計画的で政治的に動機づけられた、非戦闘員を標的とした暴力の行使」と定義されている。ここでの「非戦闘員」には、攻撃を受けた際に「武器を携行していない」、「非番で任務についていない」軍人も含まれるとする註記がついている。（参照、同報告書「序文と序論」の「定義」の項。）

(6) アメリカのパウエル国務長官は、二〇〇一年一〇月二五日の上院証言で、「『テロ』の定義は何か。立場によって『独立運動』や『解放闘争』とも呼ばれる様々な活動に明確な線引きはできないことを・・・認めた」上で、「ある者には『テロリスト』でも、別の者には『自由の戦士』に映るような領域がある。そこには判断が必要だ」と述べ、その判断の尺度として、「政治的な不満の表現の道が攻撃以外に閉ざされているか」、「米国の価値に合う権利を求めているか」、「人権と民主化を尊重するか」などを挙げた（『朝日新聞』二〇〇一年一〇月二七日、朝刊、六面）。これに

対し、国連総会での包括的テロ防止条約案の審議の過程でイスラム諸国は、民族自決権に基づく行動をテロとしないよう主張し、欧米諸国と対立している(同)。

(7) 『朝日新聞』(二〇〇一年一〇月二七日、朝刊、六面)は、「イスラエルのシャロン首相は、自治政府のアラファト議長を、ことさらに『テロリスト』と呼ぶようになった。自治政府を『和平路線を捨て、もはや自爆テロを繰り返すイスラム過激派と変わらない』と印象づけ、それなら自治区への侵攻も正当だというわけだ」と指摘している。ここに、「テロのラベル貼り」の意図が明らかにされている。

☆ ラベル貼りの仕方とその適否

テロのラベル貼りの仕方は、ふたとおりに分けられる。

その一は、「自分の得になる」「得にならない」の区別にもとづくラベル貼りである。ここでは、理論的吟味を経ない目先の損得が判断基準となっており、自分の目先の利益にしなければ理論的には意義のある事例にも否定的な判断をくだし、一方的に「テロ」呼ばわりをする可能性が大きい。くわえて、物事の損得は状況の変化によって変わるから、この基準にしたがえば、暴力の行使の同一事例が人により、時期により、場所により「テロ」と呼ばれたり呼ばれなかったりすることになる。ここにあるのは、その場その場の、またその場限りの損得勘定の繰り返しである。つまり、このやり方では、テロのラベル貼りについての合意の形成は論理的に不可能である。したがって、その合意を作ろうとする場合は、これをテロのラベル貼りのやり方として採用するのは適切ではない。

その二は、「正当化できる」「できない」の区別にもとづくラベル貼りである。この区別はなんらかの理論を根拠にして行なわれる。「理論」は、それが提示する体系のなかで各構成要素が占める位置を確定する役割を果たす。この位置を理論的意義と呼ぶ。テロのラベル貼りの根拠となる理論の場合、それは、「前提とする目標の実

現に役立つ「度合」のことであり、各要素の「正当化」はその有無強弱にもとづいて行なわれる。したがって、ある理論の分析は、それが提示する体系のなかでもろもろの行動が占める位置——前提とする目標の実現に役立つ「度合」——を明らかにすることができ、さらには、前提とする目標の価値の当否高低を比較することで、対立する複数の理論の優劣を判定する可能性が生まれる。したがって、テロのラベル貼りの仕方に合意を作ろうとする場合には、その根拠はなんらかの理論に求めるのが適切である。

☆ ラベル貼りの理論的根拠

ところで、「テロリズム」に必須の属性は、「特定の政府活動の受け容れを他者に強制するための手段であること」とである。この点は、具体的に何にテロのラベルを貼るかで意見を異にする人びとの間でも、合意が成り立つと考えるとよい。

「テロリズム」のこの要件につけ加えるべきさらなる特徴は、強制の役割をめぐって対立する「再行主義」と「原理主義」の考え方を対比することから得られると考えられる。したがって、以下では、これら二つの理論が、それが前提に置く目標の実現に役立つ「度合」にもとづいて、どのような暴力を正当化し、どのような暴力を否定的に評価するかを明らかにする。

(1) 暴力行使の正当化の根拠を「再行主義」に求める場合（参照、「原理主義と民主主義」④）

〔前提としての目標〕

政府活動の決定に関し、前のラウンドでの選択より、いまのラウンドでの選択の方が「好ましい」と評価できること。

〔必要条件〕

人びとが政府活動の選択を行なう「場」は、「可能な限り、強制の要素を排除し、やり直しの機会を確保」するように作ること。

〔暴力の正当化〕

人びとが政府活動の選択を行なう場にそのような特徴をもたせるためには、それを阻止しようとする人びとの活動を排除する必要がある。したがって、そのような場の確保（創出、維持管理、および、防御）のためには、他の手段が尽きた場合には、暴力の行使が正当かつ必要だと位置づけられる。

(a) (目標の実現に役立つので) 正当化できる暴力：政府活動の内容について決定を行なう際になん人も強制を受けないで選択が行なえるように作られた意思決定の確保（創出、維持管理、防御）のために行使される暴力（参照、「原理主義と民主主義」、二〇ページ）

具体的には、つぎの三つの場合を含む。

1. 既存のその種の場の存続を危うくする活動を排除するための活動Ⅱ例、民主的な体制に対する攻撃に対抗する軍事行動（参照、「原理主義と民主主義」、二〇ページ）

2. その種の場合がまだ確立していないところにあらたにそれを作り出すための活動Ⅱ例、民主化運動（参照、「原理主義と民主主義」、二〇ページ）

3. 既存の民主的な政治的意思決定単位において劣位の立場にある人びとの、既存の単位を作り替え、あたらしい単位を作り出すための活動Ⅱ例、少数民族の独立運動（参照、「原理主義と民主主義」、三一ページ）

(b) (目標の実現に役立たないので) 正当化できない暴力：(a)以外の目的のために行使される暴力

(2) 暴力行使の正当化の根拠を「原理主義」に求める場合（参照、「原理主義と民主主義」②）

「前提としての目標」

前提とする特定の原理（理論）が指し示す特定の政府活動そしてそのみが、実際に政府活動として採択されること。

「必要条件」

1. その政府活動に反対する人びとに対して強制力を行使して態度を変えさせ、その政府活動を受け容れるようにし向けること、および、2. そのような強制力の行使を可能とする形で政府活動の決定の場を確保（創出、維持管理、および、防衛）すること。

「暴力の正当化」

その活動が確実に政府活動として採択されるためには、それに反対する人びとに対する強制力の行使が必要である。したがって、他の手段が尽きてしまった場合には、暴力の行使が正当かつ必要だと位置づけられる。

(a) (目標の実現に役立つので) 正当化できる暴力：1. 前提とする特定の原理が指し示す特定の内容（2は除く）の政府活動を人びとに受け容れさせるために行使する強制力としての暴力、および、2. 種の強制を働かせることを可能にするように作られた意思決定の場の確保（創出、維持管理、防衛）のために行使される暴力⁽²⁾（参照、「原理主義と民主主義」、九〇一〇ページ）

(b) (目標の実現に役立たないので) 正当化できない暴力：(a)以外の目的のために行使される暴力

(1) 再行主義では、このようにして確保された意思決定の場で、実際にどのような内容の選択が行なわれるかは、その場に登場する人びとの自由な選択にまかされる。したがって、いかなる内容であれ、場の確保以外の活動を政府に

行なわせることを目的とした暴力の行使は正当化されない。
 (2) 2の意思決定の場の確保は、1の意思決定の環境整備として行なわれるので、「1の目標なくして2の環境整備のみが行なわれる」ことはあり得ない。

☆ ラベル貼りの理論的根拠間の優劣

では、再行主義と原理主義のいずれに、暴力の行使の正当化の根拠を求めるのが妥当であろうか。すでに指摘したように、この優劣の判断は、根拠となる理論が前提とする目標の価値の当否高低を比較することで可能となる。

答は「再行主義」である。

すでに明らかにしたように、再行主義は、「前のラウンドでの選択より、いまのラウンドでの選択の方が『好ましい』と判断されること」(すなわち「進歩」、「原理主義と民主主義」④(1))を目標として前提する。ところで、「具体的内容はなんであろうと・・・前のラウンドでの選択より、いまのラウンドでの選択の方が『好ましい』と呼べる・・・可能性を聞くものと閉ざすものどちらを選ぶかと問われれば、前者を選ぶのが賢明であることは明らかである」(「原理主義と民主主義」、二五～二六ページ註2)。したがって、(論理的に考えれば)この状態はだれもが価値ありとし、目標として受け容れるはずのものである。これに対し、原理主義が目標として前提するものは、再行主義の目標の対極にあり、「負の価値」をもっている(「原理主義と民主主義」⑤)ことが指摘できる。つまり、上記の(1)(a)はだれにとっても「好ましく」かつ「正当化できる」ものである。したがって、「テロリズム」のラベルは、これ以外の目的実現のために行使される暴力(上記(1)(b)、これには(2)(a)——1. 前提とする特定の原理が指し示す特定の内容の政府活動を人びとに受け容れさせるために行使する強制力としての暴力、および、2.

その種の強制を働かせることを可能にするように作られた意思決定の場の確保（創出、維持管理、防衛）のために行使される暴力——が含まれる）に貼るのが妥当である。（この結論が、「原理主義と民主主義」、一〇ページの「テロリズム」に関する記述につながる。）

☆ 暴力行使がもつ理論的意義の確認の必要性

すでに指摘したように、テロのラベル貼りは、明確な根拠を示さずに一方的に相手を貶め、相手側の行為がもつ意義——目標の実現に役立つ度合——を一方的に無視し、否定する傾向がある。しかし、これは、以上の考察から明らかなように、事態の認識の仕方として適切ではないし、この認識の歪みが紛争の深刻化をもたらしている可能性がある。

この関連で重要なのはつぎの点である。

以上の考察の結論は、「政府活動の決定に関し、前のラウンドでの選択より、いまのラウンドでの選択の方が『好ましい』と評価できる」状態（目的）の実現の障害となる、またはその役に立たない暴力の行使は「テロ」と呼ぶということである。¹⁾これは、同時に、暴力の行使でも、上の目的の「実現に役立つ」という意義が認められる事例がある、それは「テロ」とは呼ばないということを意味する。

ところで、この目的の状態は「私」だけに確保されればよいのではなく、すべての人に（なんん人にも）確保される必要がある（参照、「原理主義と民主主義」の④(2)(b)）。つまり、「私」以外の人——「私」と対立する人びとを含む——が実現を求めている状態（目的）——政府活動の決定に関し、前のラウンドでの選択より、いまのラウンドでの選択の方が「好ましい」と評価できる状態——の「実現に役立つ」という意義を、「私」が「他人事」を理由に否定するのは妥当でない。

したがって、私たちは、目先の損得を基準にすれば「自分の得にならない」と一見判断される他者による暴力の行使にも、「自分のためにもなる積極的な理論的意義」がある場合があることを認める必要がある。

(1) これは、私たちが、「テロ」の語を使い続けることを前提とする。それが「テロ」であろうとなかろうと、対象にきわめて大きな負の価値があることを思い起こさせる類の語は、私たちの語彙のなかに必要である。

② イスラエル・パレスチナ紛争を解く鍵

以上の結論は、イスラエル・パレスチナ紛争当事者とそれを取り巻く人びと（私たち）に、思考方法の転換を迫るものである。すなわち、私たちには、暴力の行使が行なわれている事態に直面した場合、そこに、再行主義にもとづく理論的意義があるか否かを確認することが求められている。その意義、すなわち、上の(1)に記したように作られた「政府活動についての意思決定の場」の確保（創出、維持管理、防衛）に役立つか否かの観点からは、イスラエルとパレスチナの対立の状況は、つぎのように整理することができる。

☆ パレスチナ側

自分たち独自の「政府活動についての意思決定の場」をもたないパレスチナ人は、パレスチナ地域に「パレスチナ国家」を樹立し、そこに「なん人も他者に強制されることのない政治的意思決定の場」（民主主義の政治制度）を作ろうとしている。⁽¹⁾ その意味で、彼らの活動は、イスラエルが貼る「テロ」のラベルにもかかわらず、「民主化運動」の一つ——（イスラエル支配下の地域から逃れた人びとにとって）その種の場がまだ確立していない

いところにあらたにそれを作り出すための活動、および、（イスラエル支配下の地域に残留した人びとにとって）政治的に劣位に立たされた人びとによる、政治的意思決定単位の作り替えの要求——であることが認められる必要がある。

ところで、パレスチナ側が求める民主化の実現は、イスラエルの作為によって阻まれていた。したがって、その作為を排除しようとして、他の手段が尽きてしまった場合にパレスチナ側がとる暴力的手段は、理論的には正当化できる。（参照、上記(1)(a)2および3、「原理主義と民主主義」、二〇、三二ページ。）ただし、これは、その手段がもつ、「なん人も他者に強制されることのない政治的意思決定の場」を作り出す効果が正当化できるといふことである。いいかえれば、暴力の行使によって、人の生命、財産に危害が及ぶことそれ自体は正当化できない。

(1) 一九八八年一月一日の「パレスチナ独立宣言」(the Declaration of Independence of Palestine)では、パレスチナ民族の最高意思決定機関である「パレスチナ民族評議会」(the Palestine National Council)が、パレスチナの地に「パレスチナ国家」(the State of Palestine)の樹立を宣言し、その運営が「意見発表の自由および政党結成の自由を基礎とする民主的議会制度の下で (under a democratic parliamentary system based on freedom of opinion and the freedom to form parties)」行なわれることを明らかにしている。また、パレスチナ自治政府のアラファト議長は、二〇〇二年五月一日にラマッラで開かれたパレスチナ評議会で、包括的な自治政府改革の実施の意思を表明し、「自治政府は民主主義の原則に基づいている」ことを強調している（『読売新聞』二〇〇二年五月十六日、朝刊、七面）。さらに、同議長は同五月二十九日、言論や結社の自由などを規定する「基本法」（自治政府の憲法に当たる）に署名した（『読売新聞』二〇〇二年五月三十一日、朝刊、七面）。（パレスチナ側には、少数派ながら、民主的ではない制度の樹立を目論む勢力がある。この人びとについては後に言及することとし、ここでは無視する。）

☆ イスラエル側

イスラエルは、パレスチナ地域に現に自分たちの独自の国家をもち、そこに「なん人も他者に強制されることのない政治的意思決定の場」を樹立している。⁽¹⁾ そのイスラエルにとっては、パレスチナ人の「民主化運動」は、すでに手に入れた民主的な政治的意思決定の場を破壊する働きかけと捉えられる。したがって、その場の防御のために、他の手段が尽きた場合には暴力的手段に訴えることは、理論的には正当である。ただし、これは、その手段がもつ、「なん人も他者に強制されることのない政治的意思決定の場」を防御する効果が正当化できるといふことであって、暴力の行使によって、人の生命、財産に危害が及ぶことそれ自体は正当化できない。

つまり、イスラエルの軍事行動がもたらしたものは、「ある政治的集団の既存の『民主的な政治的意思決定の場』の防御の活動が、結果として、他の集団独自の『民主的な政治的意思決定の場』の創出の障害となっている状況」として位置づけることができる。

(1) イスラエルには一編の体裁をとる憲法はなく、代わりにいくつかの「基本法」(Basic Laws)がある。国会について定める基本法 (Basic Law: The Knesset) は、国会 (the Knesset) が、一八歳以上のイスラエル国民を選挙人とし、二二歳以上を被選挙人とする直接、平等、秘密選挙で選出され、多数決で議事を決するなど、通常の民主制の制度を規定している (Basic Law: The Knesset (1987), Sections 4, 5, 6, and 25)。また、同法は Section 7a に「比例代表制の選挙の際提出される候補者リストが国家としてのイスラエルの『民主的性格を否定する』(negation of the democratic character of the State) 意図をもつ場合には無効すると規定している。さらには、人間の尊厳と自由について定める基本法 (Basic Law: Human Dignity and Liberty (1994)) では、イスラエルを「ユダヤ人からなる民主主義国」(a Jewish and democratic state) と規定している (Section 1a)。

☆ 紛争解決のための理論的な解

「解を求める前提」二つの政治的集団が、それぞれの国家を作ろうとしているのは同一地域においてである。

「解の条件」将来の争いの原因を残さない。すなわち、いずれの集団も、政治的意思決定の場に関して民主化の要求（1(a)の2と3）をもたなくてすむようにする。

「唯一の解」イスラエル・パレスチナ地域内で、なんらかの形で二つの民主的な政治的集団が共存する。

この解を実現するためには、さまざまな条件が具体的に整えられる必要がある。本稿は、例えば、「自爆行為と軍事的報復の悪循環を特定の時点で断ち切るために、具体的にどのような条件を整えたらよいか」に答を出そうとするものではない。本稿にできるのは、紛争当事者の考え方を変えることによって、紛争に解をもたらす一助となることである。

(1) 解の実現のためにイスラエル側に求められること

イスラエル側に求められるのは、本稿①の結論を受け容れ、思考方法を再行主義に転換することである。すなわち、パレスチナ側の活動を「民主化運動⁽¹⁾」と認め、彼らの活動に「テロのラベル」を貼ることを止めることである。すでに指摘したように、対抗する勢力の活動がもつ民主化運動としての理論的意義を「他人事」として無視するのは、再行主義にもとづく事態の認識の仕方としては適切ではない。

イスラエルは、パレスチナ人と比べると、現状維持によってみずからの利益を確保できる優位の立場にある。このような場合、劣位者に対する格別の配慮が求められるのは、優位の立場にある人びとである。（参照、「原理主義と民主主義」、三〇～三二ページ。）イスラエル側は、みずからを「配慮が求められる優位の者」と認識し、イ

スラエルと「パレスチナ国家」の共存を受け容れる必要がある。⁽²⁾

(1) パレスチナ側には、少数派ながら、思考方法として原理主義をとり、その立場から自爆行為を正当化する勢力がある。この種の活動が「民主化運動」と認められないのは当然である。

(2) 現状では、イスラエルは、みずからの軍事行動をパレスチナ側の「テロに対する自衛」として弁護する。しかし、イスラエル国民も「二つの国家」共存構想の受け容れに否定的ではない。「国民の七割以上が、テロが停止すればパレスチナ国家創設に向けた交渉を再開すべきだとした世論調査もある。」(参照、『読売新聞』二〇〇二年四月二〇日、朝刊、七面。)

(2) 解の実現のためにパレスチナ側に求められること

パレスチナ側に求められるのも、本稿①の結論を受け容れ、思考方法を再行主義に転換することである。すなわち、パレスチナ側は、みずからを「民主化運動」の主体と自認するとともに、みずからの運動がイスラエルの既存の「民主的な政治的意思決定の場」の存続を危うくする側面があることを認める必要がある。

解を得るために不可欠なのは、少数派パレスチナ人が原理主義の思考方法にもとづいて行なっている暴力行為は「テロ」であり、「きわめて大きな負の価値」を帯びていることを認めることである。パレスチナ自治政府は、上に述べた思考方法の転換をみずから行なうのみならず、少数派原理主義者たちにもその転換を促し、同時に、再行主義からは正当化できない、多数の人の生命、財産に甚大な危害を及ぼしている「自爆テロ」が起きないよう、可能な限りの手を打つ必要がある。

(3) 再行主義と手詰まり状態の回避の可能性

思考方法を再行主義に転換することの帰結の一つは、政府に行なわせる活動に関して、「特定の活動を、それをよしとする根拠の吟味を行わずに絶対視すること」（思考の停止、すなわち盲信・妄信）がなくなることである。具体的には、政治の領域から、例えば宗教的由来や歴史的経緯にもとづく思い込みに動機づけられた活動がなくなることである。

一般的にいえば、思考が再行主義にのっとって行なわれると、そこにつきの特徴が現われてくる。まず、「人の判断から間違いの可能性を排除することはできない」との認識が思考の前提に置かれる。この前提のもとでは、やり直しの機会を保障する意思決定の場の確保以外の目的では、人が行なう選択行動に影響を与えることを意図した強制力（他の手段が尽きてしまった場合の暴力を含む）の行使はいつさい考慮されない^{〔1〕}。また、その前提は、意思決定の場の確保以外の事項の決定に関しては、すでに行なった選択での選択肢にくわえて「別の選択肢を探る必要性」を人びとに認識させる。その選択肢は、自分で考え出すか、自分と同じやり直しの機会を保障された他者の発言や行動から学ぶことによつて入手される。さらに、最初の選択肢とこのようにして入手した別の選択肢のなかからどれを選ぶかは、それぞれをよしとする根拠について（発案者がその根拠を宗教的由来や歴史的経緯に求める場合はとくに）思考停止（盲信・妄信）をせずに、それぞれを多様な「目的↑手段」の文脈に置いて、目的の優劣と目的達成にとつての有用性の比較検討にもとづいて決められる。その際、自分の判断に間違いの可能性があることが自覚されているので、自分や自分の側に立つ人びとはもちろんのこと、自分と対立する（とくに少数派の）人びとにとつても、やり直しができない状況は作らないように配慮が払われる。このような思考の過程を経て、ひとつの新たな選択が行なわれる。そこで選ばれる選択肢は、自分で考え出したものである場合もあれば、他者の発言や行動から学んだものである場合もある。ここに、事態が、再行主義に拠らなければ暴力の行使も辞さないことになる袋小路から抜け出す可能性がある。

「政教分離」の政治的要請の核心は、政府に行なわせる活動の決定に際して、上の特徴をもつ思考の過程とこの非暴力的帰結を確保することにある。

(1) いま論じているのは、決定の過程のあり様である。そこで強制力が行使されるされないにかかわらず、ひとたび決定が下され、政府が特定の活動を実行に移す段になると、強制力の行使は不可欠である。

* * * * *

本稿は、私が「原理主義と民主主義」(『法学研究』第七五卷第三号)において提示した、いわゆる同時多発テロ事件がもたらした新たな事態を把握するための理論的枠組が、その後深刻化したイスラエル・パレスチナ紛争の把握にも有用であるかを検討した。以上に明らかかなように、原理主義と再行主義の対比にもとづく私の枠組は、この紛争のもつれた糸を解きほぐし、対立する双方の行動にそれぞれの理論的意義を示し、思考方法の転換を促すことよって紛争の非暴力的解決の糸口をつけることができる、という意味で有用である。

〈二〇〇二年六月一〇日脱稿〉